

第8回淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会 議事要旨

日 時:令和7年11月6日(木)15:00~16:30

出席者:別添の「出席者一覧」のとおり

要 旨:

1. 開会、淀川区長あいさつ

(淀川区長)

- ・ 4月より前区長から引き継ぎ、淀川区長を拝命している。
- ・ これまでの協議会の議事を確認したところ、構成員の皆様の英知をいただき、近畿地方整備局の皆様からは多角的なご意見や厳しいご意見もいただきながら、事業の実現に向かって一步一步進められており、整備・運営事業者においても地域の活力を引き上げる非常に魅力的な提案をいただいており、また、地域の皆様につきましても、ご理解ご協力感謝申し上げる。
- ・ 嘉名教授においても、ご助言をいつもいただいている、また、現場に詳しい公園財団・阪急電鉄等民間事業者とタッグを組めているということが新しいにぎわいを創出するための力になっていると実感している。
- ・ 本日は、前回の協議会から現在までの事業経過と今後のスケジュールをご説明し、その後、大阪市と整備・運営事業者が締結している事業協定書に基づき「事業報告書」及び、「事業計画書」について報告をし、委員の皆様にはご承認の採決をいただきたい。
- ・ また、淀川河川事務所からは、十三船着場の整備に関して状況を共有いただく。
- ・ 整備・運営事業者にご提案いただいている屋台村等も含め実現にこぎつけ、これからも一つ一つの進捗を見守りつつ、協議を進めさせていただきたい。
- ・ 今後も協議会のメンバーの皆様においては、区役所への叱咤激励や、整備・運営事業者の運営への見守りによって、より良いにぎわいある淀川区を作り上げるため、引き続きのご協力よろしくお願い申し上げる。

2. 本日の議題

(1) 事業経過と今後のスケジュールについて

○ 事務局より説明

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 「第8回淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会 説明資料」2ページ、淀川河川敷十三エリア魅力向上事業については、全面オープンまでのスケジュールに変更が生じている。前回協議会時点では、万博の開幕に合わせた令和7年4月の全面オープン開始を予定していたが、令和7年2月に、計画していた屋台やコンテナ等のハード事業施設の構造では建築確認が必要であることが判明し、以降、仕様の再検討を行う必要があったため施設の全面オープン開始を延期することとなった。

- ・前回協議会時点では、施設は河川増水時に撤去できるよう車輪のついた可動式の施設を計画しており、建築基準法上の建築物に該当せず建築確認は不要と認識していたが、可動式の施設であっても、屋根、壁、柱があって人が入ることができるものは建築物に該当すると本市建築指導担当部署から指摘があった。
- ・そのため、「変更後計画」のとおり、2月以降、ハード事業施設等の仕様の再検討を行い、4月に入ってから建築確認についての協議、並行して占用申請協議を再開し、7月に屋台エリアの建築確認を受け、現在は最終的な詰めの作業を行っているところである。占用が許可されれば、インフラ設備や施設の工事を行い、令和7年度末ごろの全面オープンを予定している。
- ・なお、バーベキューエリア、自然体験学習、舟運事業については、4月から一部エリアのみ一時占用により供用開始をしている。
- ・説明資料の3ページ、今までの事業実施の状況について、令和7年3月16日に「淀川大堰閘門及び十三船着き場利用開始記念報告会」に合わせて、「淀川河川敷十三かわまちエリア プレイイベント」を実施した。また、4月からバーベキュー事業を実施しており、予約が入った際にタープテントやテーブル等の器材を設置する形で行っている。
- ・説明資料の4ページ、自然体験学習も令和7年度に入って3回実施している。希少野生生物植物種保存推進員の方と連携した投網による生き物観察学習や、本市環境局事業と連携した水環境学習、加えて、初心者向けのハゼ釣り教室を開催している。
- ・説明資料の5ページ、本事業について周辺地域の住民の皆様のご理解を得るために、十三東1丁目地域の住民の方を対象として、7月に「施設工事・オープンにかかる住民説明会」を淀川区役所と整備・運営事業者で開催した。
- ・事業概要のほか、屋台等ハード施設の固定方法や河川増水時の撤去計画などの安全性に関すること、環境や利用者マナー、騒音への配慮、また、騒音や通行止めが発生する、インフラ工事やハード施設工事等の計画など周辺地域への事業実施に伴う影響について、説明させていただいた。
- ・住民説明会に出席いただいた方々からは、屋台飲食店の営業に伴う臭いや騒音への懸念、屋台店舗の営業時間を近隣住民のために配慮すること、違法駐輪・駐車への懸念、屋台デザインの景観的な配慮、堤防上の設置物の落下防止、引き続き、地域住民の声を聴く場を設けることなど、多くのご意見をいただいた。
- ・いただいたご意見については、淀川区役所と整備・運営事業者で連携して対応を検討していく。
- ・説明資料の6ページ、ハード施策については10月以降十三船着場において転落防止柵の設置等の工事が淀川河川事務所により行われる。本事業の整備・運営事業者が実施するハード施設工事は、占用許可後約6か月間を見込んでいる。占用手続は、本年2月以降、屋台施設等の仕様変更を検討し、変更後の仕様により7月に屋台エリアの建築確認が取れている。占用申請協議は最終的な詰めを行っており、当初の許可是3年で、以降、数年ごとに更新していく予定となっている。

- ・ ソフト施策については、3月16日のプレイベント実施後、令和7年4月から一部エリアは供用を開始しており、バーベキューや自然体験学習のほか試験的な舟運イベントを実施していく。
- ・ 本協議会や地域住民のご意見を伺う場については、今後も継続して開催していく。
- ・ 説明資料の7ページでは、約6か月のハード施設工事の内訳をお示ししている。

(2) 令和6年度の「事業報告書」の承認について

○ 協議会における採決について

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 議題(2)「令和6年度の「事業報告書」の承認について」と(3)「変更後の「事業計画書」の承認について」は、事務局より委員へ承認の可否を問わせていただく。承認の可否については、本協議会の設置要綱に基づき、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は座長の決するところにより決定する。
- ・ 本日出席の委員は8名であるため、5名以上の賛成により協議会で承認いただいたと判断する。
- ・ 本市と整備・運営事業が締結している「大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア魅力向上事業協定書」において、毎年度「事業報告書」作成・提出による「事業の報告」を定めている。事業の報告については、通常は、会計年度終了後の決算整理を行った後の6～7月ごろに本協議会の議題とすることを予定しているが、令和6年度の事業報告については本年2月に急速ハード事業施設の仕様を変更する必要が生じ、令和7年度の6～7月時点ではハード事業施設の変更内容や供用スケジュールなどがお示しできなかったため、11月の本協議会においての報告となっている。
- ・ 「事業報告書」の内容は、整備・運営事業者より説明し、その後、質疑応答の時間を設け、質疑応答が終わったら、承認の採決を行う。

○ 事業報告書の説明

(整備・運営事業者)

- ・ 「1.事業の実施状況」について、「淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会」では、令和6年6月6日開催の第6回協議会にて、令和5年度の事業報告および事業計画書の変更について説明し、続いて令和7年1月15日開催の第7回協議会にて事業計画書の変更について説明した。
- ・ 「事業エリアの河川占用申請にかかる協議」では、大阪市や淀川河川事務所、淀川河川公園管理センターを中心とした関係各所とともにハード事業施設やインフラに関する整備の協議を行ってきたが、2月に、これまで計画していたコンテナや屋台等のハード事業施設の構造では、建築確認が必要であることが判明したため、ハード事業施設の計画の見直しについて検討してきた。
- ・ 「淀川河川敷十三かわまちエリア プレイイベント」では、同日開催の淀川大堰閘門及び十三船着場利用開始記念報告会に合わせて、本事業のイベントということで有料にて舟運を無料にて音楽イベントと自然体験学習事業を実施した。

- ・「2.ハード事業施設全体及びハード事業施設毎の利用状況」について、3月16日に実施した「淀川河川敷十三かわまちエリア プレイイベント」当日はバーベキューとクルーズ体験と音楽イベントを予定していたが、雨天によりバーベキューは中止した。音楽イベントはテント内で実施し約100名の観覧、クルーズ体験は137名の乗船、自然体験学習は希少野生生物植物種保存推進員を講師に迎えて11名の参加があった。
- ・「4 その他事業実施状況を把握するために必要な項目」について、令和7年3月末時点では一部事業のみの実施となるため、報告事項はない。
- ・「5 今後の事業の見通し又は方向性」について、大阪市との建築確認に係る協議や、淀川河川事務所との河川占用申請に関する協議を進めている。建築確認や河川占用許可を得た後は、ハード事業施設やインフラ設備の整備を行い、令和7年度中での事業開始を目指す方向性での事業開始を目指している。

○ 採決

- ・事業報告書の内容の承認について、出席委員の挙手により採決した。
- ・出席委員の過半数の委員から賛成があつたため、「事業報告書」の内容について協議会で承認を得たと判断した。

(3) 変更後の「事業計画書」の承認について

○ 協議会における採決について

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ハード事業施設の仕様等の見直しに伴い、「事業計画書」の施設の設置箇所や各事業の内容について一部変更があつたため、協定第11条第4項に基づき、変更内容について説明後承認の採決を行う。

○ 変更後の事業計画書の説明

(整備・運営事業者)

- ・「事業計画書」01ページは、全体の事業概要やコンセプトに変更はないが、「ヨドガヤテラス」としていたエリア全体の名称を「ミナモ十三」に変更している。
- ・03ページは、配置図については大きな変更はないが、屋台飲食店を30店舗並べるということでこれまで計画していたが、オープン最初の時点では約20店舗でスタートして段階的に30店舗になる予定ということを3行目に記載している。
- ・04ページは、既に始めているバーベキュー事業を昼と夜に実施している写真の追加と、ドッグランについて当初設置する予定であったが、専門家から話を聞く中で計画した柵の形状では犬が走り回るものでないと聞いたためドッグランを無くし、ウッドデッキの一部をペット同伴エリアとして追加している。
- ・05ページは、自然体験学習事業について、ハード事業施設の見直しにより施設の整備難易度が上がり、整備・運営事業者内での投資計画を見直し、直近での施設整備は見送り、中長期的に見て、今後淀川での自然体験学習事業を拡大していくことも見通しながら施設整備計画

を再検討していく。あわせて、オーガニックショップ物販と情報発信の内容も、施設を直近では整備しないため削除する。

- ・ 06ページは、舟運事業について、夢洲航路は夢洲の停泊所への着岸が難しいため直近では実施しないが IR を見据えて航路を検討し、京阪航路は淀川大堰閘門の開閉が容易になる工事が令和8年3月までに行われ令和8年4月からの運行を検討しているため、その旨を新たに記載している。
- ・ 今回新たに、09 ページから 16 ページまで施設についての資料を追加している。
- ・ 09ページは、ハード事業施設を建築物として整備するうえでエリア全体を三つの敷地に分け、屋台エリアの敷地については民間の建築確認機関にて建築確認を取っており、河川敷の施設設置にかかる占用申請については、河川敷上に設置する施設として安全かどうかを淀川河川事務所と協議中である。
11 ページは、屋台施設の図面であり、大きさとしては幅 2.3mで奥行き 1.8m程度、建物の中は全てキッチンであり、屋台の周りにカウンターと椅子を設置して客席としている。
- ・ 12ページは、屋台施設の断面図であり屋台の高さは 2.6m である。屋台の重さについては、 $550.79\text{kg}/\text{m}^2$ であり、国交省基準の盛土の耐荷重 10kN (約 $1,000\text{kg}$)/ m^2 以下である。建築物の構造は、アンカーボルトで柱と基礎を定着し、建物全体は、ラーメン構造により柱と梁でフレームを固めて、安定性の高い構造となっており、撤去の際には、ボルトを外して柱の連結を解除して撤去をすることもできる。
- ・ 14 ページについては、コンテナ施設の図面でトイレコンテナを例として記載しており、サイズは幅 5.9m 、奥行きは 2.1m である。個室が並ぶトイレ機能を有するコンテナのほか、必要な物資を入れる倉庫機能を有するコンテナ、管理事務所や受付窓口機能を有するコンテナを設置する予定である。
- ・ 男性用トイレを設置するコンテナ施設において管理事務所を併設する。
- ・ 15ページについては、コンテナ施設の断面図であり、高さは 2.7m で概ね屋台と同程度の高さであり、構造についても概ね屋台と同じ考え方で設計している。コンテナの重さにおいても $70\text{kg}/\text{m}^2$ と盛土の耐荷重 10kN (約 $1,000\text{kg}$)/ m^2 以下である。
- ・ 16ページについては、インフラの整備計画であり、インフラについては全て北側の道路の方から引き込み、電気は北側の電線から堤防上部に引き込み、給水排水についても北側の道路に埋設されている配管に繋ぎ込むことで計画している。堤防の安全性等について淀川河川事務所に確認いただきながら工事計画やインフラ計画の協議を進めているところである。
- ・ 17ページについては、変更前の事業計画書3ページ目に工程表を記載していたが、施設整備の変更があったため、記載するページを変更し工程表の内容も更新している。現在進めていく河川の占用申請許可が下りた後に着工を行うため、協議を進めているところであるが、許可が下りる時期は見通しができないため、占用許可を得てから概ね6ヶ月で事業開始ということで施設整備を予定している。
- ・ 19 ページについては、収支計画であり、事業開始が延期したことによる修正を行っている。

○ 質疑応答

(大阪公立大学大学院工学研究科 嘉名教授)

- ・ 想定総来場者数について、どの事業においてどの程度の来場者数を見込んだのか。
- ・ 各事業において、来場者数の根拠について、例えば屋台エリアでは年間13万人の来場数を想定しているが、事業開始後のどの時点の想定をしているか、また、舟運事業においても、年間来場者数を IR 開業までを7万人、IR 開業後に13万人と見込んでいるが、十三船着場でその人数の運航は可能であるか等、今後事業を行ううえで事業が順調にいっているかどうかの評価をするために、来場者数の見込みの内訳や根拠を示していただきたい。

(整備・運営事業者)

- ・ 来場者数については、整備・運営事業者の各企業における同種事業の実績をもとに少なめに算出している。今後も大阪の現状を取り巻く環境を見ながら数値の目標設定を細かく見ていくべきと考えている。

(大阪公立大学大学院工学研究科 嘉名教授)

- ・ どのような建築敷地で、建築確認は取ったのか。
- ・ 十三河川敷は都市計画上、防火地域にも準防火地域に該当せず集団規定に入っていないため、単体規定の建築確認ということでいいか。
- ・ 施設を建築確認に適合した仕様にすることで、消防や保健所との協議が必要になって再度延期になるということはないか。

(整備・運営事業者)

- ・ 大阪市淀川区役所と計画調整局と調整し、本事業エリア全体を、堤防下流側の屋台エリア、堤防上流側のシャワーや倉庫コンテナエリア、高水敷エリア3つの敷地に割って、それぞれのエリアで建築確認を取っていくことで進めており、屋台エリアの建築確認を7月に単体規定で取っている。建築基準法に適合させているので、集団規定及び単体規定の両方に適合させている。
- ・ 警防課、予防課の両方と協議を実施済み。警防課の方では、消防水利の協議は終えている。予防課の方では、今回の施設は規模の関係で消防設備の設置基準に乗らないので、協議不要ということを確認している。消防との協議については、一つ一つの建物が小規模であるため、消防の協議が不要ということで、大阪市の担当部局とも調整し確認できている。
- ・ 屋台飲食店においても、保健所と調整を行い、露店営業ではなく、シンクやグリストラップの設置や給排水管を接続して、各店舗を飲食店営業ということで計画している。

(計画調整局 計画部 都市計画課)

- ・ 補足であるが、本事業エリアは都市計画上では、堤防天端が市街化区域であり、高水敷が市街化調整区域である。

○ 採決

- ・ 変更後の「事業計画書」の内容の承認について、出席委員の挙手により採決した。
- ・ 出席委員の過半数の委員から賛成があつたため、変更後の「事業計画書」の内容について協議会で承認を得たと判断した。

(4) その他

(国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所)

- ・ 説明資料の10ページ、令和6年度では、カラー舗装と船着場が令和6年度に完成している。
- ・ 現在、十三船着場の転落防止柵と船着場の前の浚渫及び根固めブロックの工事を行っており、令和7年度中に完成予定である。
- ・ 転落防止柵については、青の点線で囲んでいる範囲で設置を進めており、添付の写真はイメージであることはご了承いただきたい。

3. 意見交換

(大阪公立大学大学院工学研究科 嘉名教授)

- ・ 3月に「淀川大堰閘門及び十三船着き場利用開始記念報告会」に出席し、淀川ゲートウェイが開通し、いよいよ事業が始まると思っていたところで屋台等ハード事業施設の仕様再検討により延期となっていたが、ようやく状況が整ってきたため、安堵している。
- ・ 十三は、韓国のソウルでいう江南のような場所であり、観光客や地元の方が水辺で夜景を見ながら人が集まる大阪の名所になる可能性がある場所である。
- ・ 一方で、地域住民の方からもご意見をいただきており、地域との共生ということは非常に重要な視点であるため、事業を実施しながら事業者と淀川区役所で、あるいは淀川河川事務所も、課題が出てくれば改善策を考えいただき、地域と共生できるような方向でぜひ事業を進めいただきたい。
- ・ また、先ほど申し上げたとおり、来場者数の算定など、数字についての精査は今後も行っていただきたい。

(国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所)

- ・ 河川敷の占用申請にあたっては、当事務所と大阪市淀川区役所及び整備・運営事業者と協議しており、ぜひ一日も早く全面オープンが可能であればということは我々も同じ思いである。
- ・ 淀川河川敷十三エリアのにぎわいだけでなく、十三船着場からの舟運も活性化ができればと考えている。
- ・ 社会実験として、大阪・関西万博開催期間に十三船着場から夢洲に向かう舟運を2回実施し、万博の人気もあったが最大30人募集のところ約2,000人の応募があったことから、十三船着場は立地条件もよく、今後の舟運の可能性を感じていたところであるため、当事務所においても最大限協力するところでありこの場所がにぎわいの拠点となるようお願いしたい。

(淀川区十三地域活動協議会)

- ・ 来場者数の予測について見立てが甘く、当初30万であった来場者数の予測が36万人に上がり収支計画の数字も上がっているが、何を根拠としているのか。資金借り入れを視野に入れてシート上良い数字を出しているとしか思えない。
- ・ 今年度、一部の事業を実施しているということであるが、来場者数や収支等の数字がどうなっているのかが出てきていない。
- ・ 本当にこの事業は上手いくのかと私自身は思っており、長い目で見て、税金を使用して実施した上で失敗して終わったとなると、誰が責任をとるのか。
- ・ 民間企業での考え方では、商売以外の技術業においても最終的には利益をあげないと給料も払えなく、数字についてはきちんと出す必要があるため、次回の協議会では、来客予測人数及び事業収支計画について精査された数字の提示を求める。

(淀川区十三連合振興町会)

- ・ 自身は十三地区で生まれ育ち、河川敷はこれまで遊び場であった。
- ・ 堤防の上に屋台飲食店が並び、各店舗が個人営業をするのか。堤防の上は風がよく吹いていて、数年前に地域活動として歳末夜警を行った際にとても寒かったことを記憶しているので、本エリアに人が来てくれるか、営業が成り立つかが心配である。

(淀川区商店会連盟)

- ・ 自身も十三で生まれ育ち今も十三で仕事をしており、本事業を懸念されている方がいることもわかるが、十三全体を考えると、前向きに考えたほうがいいのではと思う。
- ・ 3月には、十三船着場から船に乗り、淀川から淀川区の景色を見るという初めての経験をし、以前にも、中之島 GATE サウスピアから毛馬閘門まで飲食しながら周遊する乗船体験をしたが、とても良い印象に残った。河川敷には鳥も多く、春であれば桜も咲き、淀川河川敷の自然も含めて多くの方に知ってもらえばと思う。
- ・ こういった全国から十三に来てもらえるような場作りを商店街としても考えていき、閑古鳥が鳴くような場所にならないように、これからも商店街としても頑張らないといけないと考えている。

(淀川河川公園管理センター)

- ・ 当センターにおいて、京都から十三まで 41 か所の淀川河川公園の管理を行っているが、河川公園のにぎわいづくりにおいて、自転車やランニング、散歩などによる縦断利用をする人がほとんどでどのように公園を繋ぐかが課題と感じている。西中島区域、枚方区域も十三と同様に駅からも近くにぎわいの創出の場所としてあるので、これらの場所を繋げて発展させていきたいと考えているため、皆様にもご協力いただきたく存じ上げる。

(阪急電鉄株式会社 沿線まちづくり推進部)

- ・ 各委員からご意見のあった事業収支や気温等による営業環境などフィジビリティスタディについては、今後整備・運営事業者にて詰めていただければと思う。
- ・ これまでお聞かせいただいた内容から事業開始に向け、法手続き等に関して目鼻立ちがつきリアルに事業開始に向けて動いていることを感じ心強く思い、整備・運営事業者、大阪市、他関係各所のご尽力に大変感謝している。
- ・ 当社のグループ会社で取組を行っている十三×(JUSO CROSS)や、令和8年度春に本事業と同時期に動き出すジオタワー大阪十三、交流型ワイガヤ図書館を含む複合施設もあり、一緒に十三を盛り上げていきたいと思う。
- ・ 十三駅は大阪梅田駅との間の橋梁に阪急京都線、神戸線、宝塚線の3線で1日当たり40万人が通るが、駅の乗降者数は6万人程度であるため、電車の中から河川敷で何か面白いものができていると視認され降りられる方が増えるように、見え方について今後工夫いただければと思う。

(近畿地方整備局 河川部 河川環境課)

- ・ 当課では、自然災害や自然環境に関する河川環境とともに、かわまちづくりによるにぎわい創出を並行して行っており、かわまちづくりにおいては、大きな駅の近くという場所は少ないため、この事業が成功して、継続的に実施できるよう皆様とも協力してまいりたい。

(近畿地方整備局 建政部 都市整備課)

- ・ このような事業において重要なことは、共感を得ながらエリアの価値を高めていくということである。例えば景観について、今後屋台飲食テナント店舗が立ち並んだ際に、場にふさわしくないデザインの装飾を各テナントに勝手にさせずに統一感を出すことで、本事業エリアのイメージを高めていくような景観づくりとなる。
- ・ また、本事業エリア以外にも、周辺も含めた十三エリアとしての空間イメージを高められるようなものにできれば良い事業となると思う。
- ・ 屋台飲食テナント店舗に入る店舗においても、どこにでも見られるような屋台店舗だけでなく、十三の河川敷の場所を生かせるような店舗もあれば持続的な事業実施にも繋がると思う。

(大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課)

- ・ 当局では、大阪府庁と大阪市役所の合同部局として、「大阪のまちづくりグランドデザイン」を策定しており、その中で舟運による淀川沿川の地域の魅力を生かしたまちづくりも積極的に取り組んでいる。
- ・ 淀川大堰閘門が開通して十三船着場も利用開始し、十三船着場から夢洲までの舟運の社会実験も高い倍率の申し込みがあり、議員からも問い合わせが多く、注目を浴びていると感じ、

当局でも力を入れていきたいと思っている。

- ・淀川沿川の自治体と民間事業者とともに淀川沿川まちづくりプラットフォームを設立して、プロモーションビデオやリーフレットの作成による魅力発信や、デジタルスタンプラーの実施による地域の魅力発見等、にぎわいの創出に取り組んでいる。
- ・淀川流域全体で魅力をいかに高めるかということも重要であると考えており、舟運によって十三エリアと枚方、宇治や伏見八幡など他のエリアと連携して魅力を繋げることに期待をしている。
- ・そういう連携により、淀川沿川を巡ってもらえるようになるため、他の団体とも連携しながら、淀川河川敷十三エリアの魅力向上に一緒に取り組んでいきたい。

(計画調整局 計画部 都市計画課)

- ・事業の開始にむけ、各種協議調整について、この間、整備・運営事業者の尽力と淀川河川事務所等関係部署のご協力に改めて感謝申し上げる。引き続き事業の本格的な展開にむけ、当局においても必要なサポートを行ってまいりたい。
- ・6月には、十三駅エリア計画を盛り込んだ「新大阪駅周辺地域まちづくり方針」が策定された。
- ・エリア計画では、淀川河川敷十三エリアの魅力向上事業や、図書館等公共施設を含むもと淀川区役所跡地複合施設等、進行中のプロジェクトと、広域的な鉄道による人の流れを繋げ、回遊性とにぎわいを高め、エリアの価値向上に繋げていくこととしている。
- ・エリア計画をベースに、まちづくりの機運を高めていくため、大阪・関西万博の会場において、十三駅エリアを含む新大阪駅周辺地域のまちづくりについて、PRを行ったところである。
- ・来年度には、もと淀川区役所跡地の図書館も供用開始予定であり、当局においても今後具体的に変わっていく将来のまちづくりの情報発信や機運醸成に取り組み、関係者の方々とともに、十三駅エリアのまちづくりを引き続き推進していきたいと思っている。

(水都大阪コンソーシアム)

- ・構成員の意見を聞き、改めて舟運の期待が高いことを感じている。
- ・当コンソーシアムでは、万博航路の支援を行っており、当初利用者の少なかった万博の舟運航路に7月に桟橋の利用延長や、大阪・関西優先入場などインセンティブを付けたところ、合計10万人以上の方が利用した。
- ・淀川ゲートウェイが開通し、淀川から大阪市内の市街地とも連携の機会も増えることを期待している。
- ・委員から、事業計画書記載の年間7万人舟運を利用する方がいるかという意見もあったが、舟運事業はこの事業だけが伸びたり落ち込んだりするものではなく、屋台事業やバーベキュー事業、自然体験学習事業とも相乗効果を図りながら来場者数の底上げを進めていただきたい。
- ・船の利用者数を増加するには、魅力的な目的地でないと乗ってもらえないでの、2 拠点を結

ぶとなると、目的地の相当の魅力作りを意識する必要があると感じている。

- 淀川河川敷十三エリアは大阪の街の中で、駅から近く広い河川敷もあるポテンシャルがある場所のため、その魅力を最大限に生かしていただいて、事業を進めていただけたら数字もついてくると思う。

(整備・運営事業者)

- ご指摘のあった来場者数及び事業収支計画について、整備・運営事業者の既存同種事業の実績から算出した数字であるが再度精査し、より精度の高い数字が出せるように整理をする。
- 屋台飲食店のテナントとは、各店舗に営業の委託をする形にて契約する。
- 景観については、統一性をもったデザインとして、逸脱したデザインの店舗が現れないように努めていく。

4. 閉会